

第26回総会 議事録

総会開会時刻 令和4年8月30日（火曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	5番 金西 章
6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二
10番 矢野 伸二	12番 増井 道宏	14番 川瀬 益栄	16番 關 藤子
17番 森 博之	18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣	

(農業委員の欠席者)

4番 谷崎 徹	11番 江崎 恵子	13番 服部 雅基	15番 船越 康博
---------	-----------	-----------	-----------

(農地利用最適化推進委員の出席)

2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳	4区 石原 美史
5区 宮田 芳和	6区 庄野 敏彦	7区 小松 晃	9区 岡崎 勢一
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

1区 庄野 博美	5区 辻 義徳	6区 橋本 春男	7区 徳山 守
8区 内多 泰美	9区 吉積 幸二		

(出席者)

局長 横山 篤 次長 日野 恵

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第26回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、7番、廣田 由美 委員、16番、關 藤子 委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、4番、谷崎 徹 委員、11番、江崎 恵子 委員、13番、服部 雅基 委員、15番、船越 康博 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、1筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局は審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、畑1筆、面積37㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲渡人と譲受人は親族同士であり、申請地は譲受人の住居に隣接しており、畑として使用するために今回の農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の森委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

17番 森 委員

所有者と譲受人は親戚で、事務局の説明があったように家の隣の農地になり、何も問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は2件、2筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について事務局は、審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

転用目的は、露天駐車場でございます。なお、申請地は阿南市との市境に位置しており、今回の申請は小松島市の農地と阿南市の農地を一体利用するとのことで、小松島市と阿南市の農業委員会にそれぞれ転用許可申請が提出されております。

譲受人はこの申請地と共に一体利用を予定している阿南市の農地と隣接している〇〇〇でございます。

この〇〇〇は平成18年より自動車整備・販売業を営む事業所であります。現在、業績が好調であることから既存の駐車場では手狭となり、新たに新車・中古車の展示用、修理車両の一時保管、また、従業員や来客用の駐車場用地の確保が事業継続には必要不可欠となっていることから、申請地所有者に駐車場として譲っていただけないか掛け合ったところ、土地所有者から承諾を得られたため、このたび5条許可申請が提出されることとなりました。

申請地は、市街化調整区域の農業振興地域内の農地ですが既に農振除外が行われており白地となっています。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた小集団の生産力の低い農地であるため2種農地と判断されます。

この地域を担当する那賀川北岸土地改良区からは転用について差しさわりのない旨の意見書が提出されており、また、同土地改良区はこの地域の水路管理者を兼ねており、排水同意については雨水のみであることから必要ないとの確認済みであります。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接する土地については北側のみ農地があり稲作を営農しています。この隣接農地と申請地の間には1メートル程度の人が歩ける農道がございます。駐車場の施工にはこの農道よりさらに2メートルの間隔をあけた位置に残コンブロックを用いて囲い、山土にてかさ上げを行い、その上に砕石を敷設することとしています。このことより隣接農地とは3メートル程度距離があることから、隣接農地に対し営農には支障はないと考えます。

排水についてですが、転用目的が露天駐車場であることから、上水道は設備せず、排水は雨水のみとなり、この雨水は先ほど申した農道と残コンブロックの間を通り接続する水路より排水することとしています。

転用を行う為に必要な資力については、金融機関からの融資が可能な旨の証明書が添付されております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、一体利用を予定する阿南市の農地については、阿南市農業委員会総会において8月25日に許可相当と決定されていることを確認しております。

以上です。

議長（青木会長）

担当の高井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 高井 委員

前からあまり田としては適正ではなかったもので、事務局の言ったように良かったのではないかと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番の審議内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

転用目的は、露天駐車場でございます。

譲受人は、申請地に隣接する〇〇こども園を運営する〇〇〇〇でございます。

先月の総会において、子ども園に隣接する農地について、保護者等の送迎用駐車場としての5条許可申請のご審議いただきましたが、この度は、子ども園から県道をはさんだ北側に位置する農地について、職員用の駐車場として申請が提出されております。

現在、職員用駐車場は道を隔てた同施設の東側にありますが、非常に狭く縦列駐車を余儀なくされていることから、急な出し入れ時には非常に不便を強いられているとのことでございます。

また、この職員用駐車場に隣接するように同園の園庭が設置されており、子どもたちが園庭にて遊ぶ際、駐車場内を移動することから危険が伴っています。

園児の安全を確保し、且つ利便性を向上させるには駐車場の移転が必要と考え、申請地所有者に職員用駐車場として譲っていただけないか掛け合ったところ、土地所有者から承諾を得られたことからこのたび5条許可申請が提出されることとなりました。

申請地は、農業振興地域内の農地ですが既に農振除外済みであり、白地です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた小集団の生産力の低い農地であることから2種農地と判断されます。

申請地はいずれの土地改良区に属していないことから、意見書を添付することができない旨の上申書が提出されており、この上申書において、事故、災害、地域住民等第三者からの苦情や紛争等が生じた場合は一切処理するとされています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地は三角地であり、三方が県道等の道路で仕切られていること、また、申請地への碎石の敷設は周辺道路の高さまでとすることから隣接する土地について被害はないと考えられます。

排水についてですが、転用目的が露天駐車場であり、上水道の整備は行わないことから排水設備の設置は行わず、雨水については地下浸透といたします。

転用を行う為に必要な資力については、金融機関から必要な資金を超える額の残高証明書が添付されています。

これらのことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当が私でありますので、説明させていただきます。

ただいま、局長から説明ありましたように、〇〇保育園の駐車場とういことで何ら問題ございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請総数は2件、7筆です。

【議案朗読省略】

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合することであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第3号については可決と認めます。

以上で議案第3号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは引き続き、その他の案件となっておりますが、都合により取り下げとなりましたので、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

その他案件については、先月に引き続き市のまちづくり推進課からの依頼により、本日ご協議いただく予定でしたが、担当課より諸都合により本日の協議をいったん取り下げさせていただきたいとの申し出がございました。先月に続いての取り下げとなり大変申し訳ございませんとのことでございます。

以上です。

議長（青木会長）

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後1時45分

議事録署名委員 7番 廣田 由美 委員

16番 關 藤子 委員